

2015年（平成27年）11月30日

株式会社オリンピッククラブ
代表取締役 渡 邊 義 男 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者機構日本
会 長 青 山 倫
理事長 和 田 寿 昭



申入書（再）

消費者機構日本は、昨年より貴社の乗馬クラブ会則等に対する是正申入れを行っておりますが、このたびは非会員の乗馬教室規約に対し、是正申入れを行います。

消費者より貴社運営の「オリンピッククラブ」会則等に関する情報提供があり、この情報に関して当機構から貴社に対し、2014年3月17日付で「貴クラブの会則等に関するご質問」文書を送付しましたが、回答をいただけなかったため、同年9月1日にオリンピッククラブ会則等に関する「申入れ書」を送付いたしました。しかしその後もご回答がない状態が続いており、改めて消費生活相談センターから貴クラブに関する相談、苦情情報を入手したところ、会員ではない消費者が利用する乗馬教室に関する規約（以下、「本件規約」といいます。）に、新たな苦情等があることが判明しました。

当機構において本件規約および当該苦情等を検討した結果、新たに下記の問題点があるとの結論に達し、当機構は貴社に対し、消費者契約法第12条に基づき、重ねて第1ないし第3の事項について申入れを行います。このたびの申入れは、会員会則関連ではなく、乗馬教室規約についてのものです。

つきましては、2015年9月1日付け「申入れ書」および本書面に対する貴社の文書による回答を2016年1月8日（金）までに当機構にお寄せください。（回答書には、本件に関する貴社の担当窓口、担当者名、住所、電話番号、FAX番号、E-Mailアドレスをご記載ください。）

なお、本件につきましては、貴社からの回答が上記指定日までになかった場合、既送付書面および本書面の内容並びに貴社の対応等を当機構のホームページに速やかに公表いたします。また、当機構は、消費者契約法第23条4項に基づき、本書面の内容と結果を消費者庁に報告いたします。そして、消費者庁は、消費者契約法第39条に則り、その報告内容を公表する場合があります。

- 添付文書 1. 2014年9月1日付け「申入れ書」
2. オリンピッククラブ 乗馬教室 規約

<本件に関する問合せ>

消費者機構日本 専務理事 磯 辺 浩 一
事務局 並 木 静 香 E-mail : namiki@coj.gr.jp
〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 主婦会館 プラザエフ 6階
TEL 03-5212-3066 FAX 03-5216-6077

申入れ事項

第1 本件規約第3条1項

1 申入れの趣旨

今後、消費者との間で契約締結の際、貴社と消費者との間で使用している本件規約第3条1項下線部分（以下、「本条項1」といいます。）を内容とする意思表示を行わず、また、契約書面からこれを削除することを求めます。

第三条（入会金及び授業料）

(1) 入会金及び授業料はこれを返還しない。ただし、入会手続きから10日以内でかつ受講生の権利の行使前である場合に限り、当該入会金及び授業料の2割の違約金をもって入学手続きを解除し、入会金及び授業料の返還を求めることができる。

2 申入れの理由

(1) 貴社と乗馬教室受講者との間の、乗馬教室受講者が貴社運営のオリンピッククラブの乗馬教室を受講して乗馬をする契約は（以下、「本契約」といいます）は、その性質上、いつでも任意に解除できると考えられます。

また個人の乗馬教室受講者は消費者であることから、貴社と乗馬教室受講者との契約については消費者契約法が適用になります。そして、本契約を解除した場合に当該消費者契約の解除に伴う損害賠償予定額または違約金の定めは、それらの合算額について「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」部分は無効となります（消費者契約法第9条第1号）。

(2) ところが、本条項1には、「入会金及び授業料はこれを返還しない。」と記載されています。

一度支払った入会金及び授業料を、入学手続きから10日経過後、又は、受講生の権利行使後は退学の時期・事由に関わらず、一律に、全額不返還とすることは、明らかに「平均的損害」を超えるものです。

(3) 従って、受講生が既に納入した入会金及び授業料のうち平均的損害を超える部分については、本条項1は無効となり、貴社は受講生に返還する義務があります。

よって、本条項1については、消費者契約法に基づき無効となる部分を含む規定であり、上記趣旨のとおりの対応を為されるよう申入れます。

第2 本件規約第4条

1 申入れの趣旨

今後、消費者との間で契約締結の際、貴社と消費者との間で使用している本件規約第4条（以下、「本条項2」といいます。）を内容とする意思表示を行わず、また、契約書面からこれを削除することを求めます。

第四条（遅延損害金）

割賦金の支払が支払期日に遅れたときは、年率30%の遅延損害金を付する。

2 申入れの理由

- (1) 入学金及び授業料を割賦支払いとした場合の割賦金の支払い遅延について、「年率30%」の遅延損害金を定める内容となっておりますが、消費者契約法第9条2号では、「年14.6%の割合を乗じて計算した額を超えるもの」は無効となっており、本条項2は、明らかに消費者契約法第9条2号に抵触していません。
- (2) したがって、本条項2については、消費者契約法に基づき年利14.6%を超える部分は無効となる規定であり、上記趣旨のとおりの対応を為されるよう申入れます。

第3 本件規約第10条

1 申入れの趣旨

今後、消費者との間で契約締結の際、貴社と消費者との間で使用している本件約款第10条（以下、「本条項3」といいます。）を内容とする意思表示を行わず、また、契約書面からこれを削除することを求めます。

第十条（責任）

本教室の騎乗中の事故については、応急処置を除き騎乗者傷害保険以外の責任は負わない。

2 申入れの理由

- (1) 消費者契約法8条1項1号ないし同4号は、消費者契約において、①事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部または一部を免除する条項(1号・2号)、③消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部または一部を免除する条項(3号・4号)をいずれも無効とすると規定しています。
- (2) 他方、本条項3は、「本教室の騎乗中の事故については、応急処置を除き騎乗者傷害保険以外の責任は負わない。」と規定されております。

受講生がオリピッククラブにおいて騎乗中に生じた事故については、騎乗者保険以外の責任を一切負わないとする内容です。

騎乗中の事故には、貴社が受講生に対する安全配慮義務を怠ったことにより生じる事故等、貴社の過失等の責めに帰すべき事由により生じるものがあり得ます。かかる事故により生じた損害については、貴社が責任を負います（民法415、709条等）。そして、貴社が加入されている損害保険会社の騎乗者傷害保

険約款の内容によっては、受講生が被った損害の全額が填補されない可能性があります（急激性偶然性の欠如・保障限度額の上限・保障対象とならない活動や損害費目 その他）。にもかかわらず、応急処置を除き騎乗者傷害保険以外の責任を貴社が一切負わないとすることは、貴社の債務不履行又は不法行為の責任の全部ないし一部を免除する趣旨と解されます。

- (3) したがって、本条項3は、消費者契約法第8条1項1号ないし同4号により、無効であり、上記趣旨のとおりの対応を為されるよう申入れます。

以上